

国民健康保険特別会計

議案第 2 号

平成 2 4 年度熊谷市国民健康保険特別会計予算

平成 2 4 年度熊谷市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 1, 4 1 3, 8 5 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

単位 千円

款	項	金 額
1 国民健康保険税		4,404,002
	1 国民健康保険税	4,404,002
2 使用料及び手数料		5
	1 手数料	5
3 国庫支出金		5,298,442
	1 国庫負担金	4,212,070
	2 国庫補助金	1,086,372
4 療養給付費交付金		1,605,738
	1 療養給付費交付金	1,605,738
5 前期高齢者交付金		4,339,987
	1 前期高齢者交付金	4,339,987
6 県支出金		988,922
	1 県負担金	144,122
	2 県補助金	844,800
7 共同事業交付金		2,509,527
	1 共同事業交付金	2,509,527
8 財産収入		28
	1 財産運用収入	28
9 繰入金		2,232,448
	1 他会計繰入金	2,232,448
10 諸収入		34,752
	1 延滞金、加算金及び過料	17,000

		単位	千円
款	項	金	額
	2 預金利子		1
	3 雑入		17,751
歳	入	合	計
			21,413,851

歳 出		単位 千円
款	項	金 額
1 総務費		266,393
	1 総務管理費	236,333
	2 徴税費	29,688
	3 運営協議会費	372
2 保険給付費		14,443,747
	1 療養諸費	12,908,811
	2 高額療養費	1,412,764
	3 葬祭諸費	20,000
	4 出産育児諸費	102,112
	5 移送費	60
3 後期高齢者支援金等		2,729,097
	1 後期高齢者支援金等	2,729,097
4 前期高齢者納付金等		6,060
	1 前期高齢者納付金等	6,060
5 老人保健拠出金		244
	1 老人保健拠出金	244
6 介護納付金		1,208,460
	1 介護納付金	1,208,460
7 共同事業拠出金		2,496,230
	1 共同事業拠出金	2,496,230
8 保健事業費		227,877
	1 保健事業費	104,300

		単位	千円
款	項	金	額
	2 特定健康診査等事業費		123,577
9 積立金			231
	1 積立金		231
10 公債費			1,000
	1 公債費		1,000
11 諸支出金			34,412
	1 償還金及び還付加算金		34,412
12 予備費			100
	1 予備費		100
歳	出	合	計
			21,413,851

下水道特別会計

議案第3号

平成24年度熊谷市下水道特別会計予算

平成24年度熊谷市の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,640,785千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

単位 千円

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		69,967
	1 負担金	69,967
2 使用料及び手数料		1,286,812
	1 使用料	1,286,582
	2 手数料	230
3 国庫支出金		108,212
	1 国庫補助金	108,212
4 繰入金		1,694,667
	1 他会計繰入金	1,694,667
5 諸収入		827
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 貸付金元利収入	756
	3 雑入	69
6 市債		480,300
	1 市債	480,300
歳 入	合 計	3,640,785

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 下水道費			1,812,170
	1 総務費		76,981
	2 維持管理費		1,055,777
	3 事業費		679,412
2 公債費			1,828,515
	1 公債費		1,828,515
3 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			3,640,785

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	480,300千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	30年以内（うち据置5年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

公共用地先行取得特別会計

議案第4号

平成24年度熊谷市公共用地先行取得特別会計予算

平成24年度熊谷市の公共用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149,904千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成24年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位 千円

款	項	金 額
1 繰入金		57,304
	1 他会計繰入金	57,304
2 市債		92,600
	1 市債	92,600
歳 入	合 計	149,904

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 公共用地先行取得費			96,533
	1 事業費		96,533
2 公債費			53,371
	1 公債費		53,371
歳 出 合 計			149,904

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業	92,600千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

議案第 5 号

平成 2 4 年度熊谷市駐車場事業特別会計予算

平成 2 4 年度熊谷市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8 4 , 9 4 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 2 4 年 2 月 2 9 日提出

埼玉県熊谷市長 富 岡 清

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位 千円

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		14,884
	1 使用料	14,884
2 繰入金		269,772
	1 他会計繰入金	269,772
3 諸収入		286
	1 雑入	286
歳 入	合 計	284,942

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 駐車場費			20,538
	1 事業費		20,538
2 公債費			264,304
	1 公債費		264,304
3 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			284,942

熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計

議案第6号

平成24年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

平成24年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,116,742千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

		単位 千円
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		69,942
	1 籠原中央第一土地区画整理事業保留地処分金	59,710
	2 上石第一土地区画整理事業保留地処分金	232
	3 上之土地区画整理事業保留地処分金	10,000
2 国庫支出金		116,000
	1 籠原中央第一土地区画整理事業国庫補助金	29,000
	2 上石第一土地区画整理事業国庫補助金	32,000
	3 上之土地区画整理事業国庫補助金	55,000
3 県支出金		6,000
	1 上之土地区画整理事業県補助金	6,000
4 繰入金		922,641
	1 籠原中央第一土地区画整理事業繰入金	303,505
	2 上石第一土地区画整理事業繰入金	183,787
	3 上之土地区画整理事業繰入金	435,349
5 諸収入		2,159
	1 預金利子	10
	2 籠原中央第一土地区画整理事業雑入	1,704
	3 上石第一土地区画整理事業雑入	22
	4 上之土地区画整理事業雑入	423
歳 入	合 計	1,116,742

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 区画整理費			1,116,642
	1 籠原中央第一土地区画整理費		393,829
	2 上石第一土地区画整理費		216,041
	3 上之土地区画整理費		506,772
2 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			1,116,742

農業集落排水事業特別会計

議案第7号

平成24年度熊谷市農業集落排水事業特別会計予算

平成24年度熊谷市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ490,676千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成24年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

単位 千円

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		70,660
	1 分担金	68,360
	2 負担金	2,300
2 使用料及び手数料		126,145
	1 使用料	126,145
3 県支出金		64,999
	1 県補助金	64,999
4 繰入金		218,170
	1 他会計繰入金	218,170
5 諸収入		2
	1 雑入	1
	2 貸付金元利収入	1
6 市債		10,700
	1 農業集落排水事業債	10,700
歳 入	合 計	490,676

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 農業集落排水費			336,980
	1 総務費		35,387
	2 維持管理費		158,935
	3 事業費		142,658
2 公債費			153,596
	1 公債費		153,596
3 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			490,676

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	10,700千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	30年以内（うち据置5年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

後期高齢者医療特別会計

議案第 8 号

平成 2 4 年度熊谷市後期高齢者医療特別会計予算

平成 2 4 年度熊谷市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 8 2 3, 1 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 2 4 年 2 月 2 9 日提出

埼玉県熊谷市長 富 岡 清

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

		単位 千円
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1,355,580
	1 後期高齢者医療保険料	1,355,580
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		411,246
	1 他会計繰入金	411,246
4 諸収入		6,883
	1 延滞金、加算金及び過料	81
	2 償還金及び還付加算金	6,800
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
5 繰越金		49,390
	1 繰越金	49,390
歳 入	合 計	1,823,100

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 総務費			65,679
	1 総務管理費		60,543
	2 徴収費		5,136
2 後期高齢者医療広域連合納付金			1,750,521
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		1,750,521
3 諸支出金			6,800
	1 償還金及び還付加算金		6,800
4 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			1,823,100